令和5年度 大津市立瀬田中学校いじめ防止基本方針

はじめに

2011年(平成23年)の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、瀬田中学校においては、いじめ防止対策推進法(以下「法」といいます)、大津市子どものいじめの防止に関する条例(以下「条例」といいます)、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、瀬田中学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や 主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要で あると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

		目次
1	いじめ問題に	関する基本的な考え方・・・・・・・・・P2
	(1)	いじめの未然防止
	(2)	いじめの早期発見
	(3)	いじめへの対処
2	「いじめ対策	委員会」の設置・・・・・・・・・・・P10
	(1)	役割
	(2)	構成員
	(3)	関係する校内委員会等との連携
	(4)	いじめ事案対応フロー図
3	その他いじめ	の防止等のための対策に関する重要事項・・・・P11
	(1)	基本方針、年間計画の見直し
	(2)	基本方針、年間計画の公開・説明
4	いじめ防止等	に向けた年間計画・・・・・・・・・・・P12
5	その他(資料	等) · · · · · P13

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対処」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対処」に関する 以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校では、すべての生徒が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、生徒自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、生徒一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な生徒の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。 ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
34	いじめ防止啓発月間を	生徒会執行部の「いじめ撲滅運動」をさらに活性
	中心とした子ども主体	化させ、地域と連携したポスター制作や、いじめ
	の取り組みの推進	撲滅をスローガンとした生徒会によるいじめ撲滅
		ムービー等の作成や視聴、生徒によるいじめ撲滅

		に向けての授業を通して、全校生徒でいじめ撲滅 について考える機会を設定する。
35	学校・学級及び個人の いじめ防止に関する取 組目標の設定	瀬田中学校の生徒の一員として、いじめをなくす活動に生徒会執行部を中心に取り組む。その一環として、昨年に引き続き缶バッジを用いて、全校共通のいじめ撲滅の意思表示をするとともに、ピアカウンセリングを実施し、生徒が自ら解決できる力をつける。

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
36	いじめが許されないこ	いじめの定義を子どもたちにも周知し、一人ひと
	とを理解し、子どもの	りの権利が守られる環境を築こうとする意志を養
	解決力を育むための教	う。人権教育の充実とともに、特別の教科「道
	育の推進	徳」の時間を有効に活用して、よりよく生きるた
		めの基盤となる道徳性を養う。また、いじめをし
		ないという強い気持ちを持つよう、正しい判断力
		(自己指導能力)を育成する。
37	インターネット上のい	情報機器を扱う企業の専門家や大学教授等を招
	じめ防止を含む情報モ	き、情報モラルを学ぶ講演会を複数回開催して、
	ラル教育の実施	携帯電話やスマートフォンの利便性とともに、そ
		れに潜む危険について学ぶことで、人権を守り、
		決していじめを起こさない意識を培う。
38	相談することの大切さ	日々の教育活動や相談窓口等の広報啓発物品等の
	に関する啓発	配付などの機会を捉え、悩みを持つことは決して
		悪いことではなく、誰でも悩むことはあるという
		ことへの理解を促す。悩んだときに、人に話す・
		聴いてもらうことの重要性を伝え、学校の教職員
		や保護者、地域の方など身近な大人や相談窓口等、
		自分が一番相談しやすい方法での相談を促す。
39	子どもの心を豊かにす	子どもたちがいじめをしない態度や能力を身につ
	る道徳教育の推進	けられるよう、特別の教科である「道徳」を要と
		して、教育活動全体を通して、かけがえのない生
		命を尊重する心や互いを認め合う寛容な心、誰に
		対しても差別をすることや偏見を持つことのない
		公正、公平な態度、互いに理解し合い、協力し、助
		け合う友情・信頼の心などを育む。

40	自他ともに認め合う人 権教育の推進	人それぞれによさや個性があり、それを尊重する ことが大切であることを理解させる。
41	分かりやすい授業づく り・子どもの存在や意 見が尊重される学級づ くりの推進	日頃の授業の中でできる喜び、わかる実感を味わえるようにねらいをもって発問を設定する。また、体育的行事や文化的行事等を通して、生徒一人ひとりが所属感や存在感を感じられるような学級づくり、授業づくりをすすめる。また、それぞれの学級で学級経営案を策定し、生徒の居心地のよい環境をつくる。
42	思いやりの心を育てる 異年齢交流の推進	保育体験学習や職場体験をはじめとする様々な行事を通して、小学生や幼稚園・保育園の子どもたちとの関わりを持つことや、体育大会や文化祭などの行事での各学年間の交流を持つことを通して思いやりの心を育てる。

③ 教員に対する研修・支援、家庭・地域への広報・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
43	学校いじめ防止基本方	学校いじめ防止基本方針には、いじめ防止等のた
	針の策定、保護者・地	めの対策の基本的な考え方や、学校におけるいじ
	域への周知	め事案への対応の流れ等を明記するとともに、こ
		の行動計画で「学校が実施する施策」に位置づけ
		られている各具体的取組について、実態に合った
		目標を設定する。策定した学校いじめ防止基本方
		針を学校のホームページ上に掲載することなどを
		通じ、広く保護者・地域に周知する。
44	保護者・地域に向けた	保護者・地域の方に対し、子ども支援コーディネ
	子ども支援コーディネ	一タ一等の学校の相談先を周知することを通じ、
	ーター等学校への相談	保護者や地域の方がいじめやその他の子どもの課
	の呼びかけ	題を発見した際に、学校に情報提供していただけ
		る関係づくりを行う。
45	いじめ対策に関する校	年度当初の職員会議等で、いじめの定義や、生徒
	内研修の実施	理解について確認する。また、学期ごとに教育相
		談の方法や子ども理解の方法、具体的な事案例等
		を示しながらいじめの捉え方や対処についての研
		修をする。
46	いじめ事案への対応体	各教員が知った情報を必ず学年で共有し、生徒指
	制の整備及びいじめ事	導担当教員が生徒指導主事や、子ども支援コーデ
	案に対応する教員への	ィネーターに必ず報告する。共有した情報をもと
	組織的な支援の充実	に、管理職に報告し、速やかにいじめ対策委員会

	を開催し、対応を協議する。日常的に生徒の様子
	や変化を学年で共有する時間を設け、情報をつか
	んだ教員が一人で抱えむことがないような体制を
	つくる。教員のつかんだ些細と思える情報からで
	も、早期に対応できる環境をつくる。

④ その他 (学校独自の取組)

取組目標

生徒会執行部、生徒会各種委員会によるいじめ防止・撲滅活動の実施。(缶バッジ、ポスター、いじめ撲滅ムービー制作、生徒による授業等)

生徒指導主事や子ども支援コーディネーターを中心とした、教員の意識向上と組織対応の徹底に資する教員研修の実施。それぞれの学級で学級経営案を策定し、教員間で共有することで、それぞれの視点で生徒の成長や課題を把握する。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が生徒の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から生徒の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行います。

また、生徒または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、生徒または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
47	いじめ等の早期発見の ための定期的なアンケ ート調査の実施	アンケートを定期的に行い、生徒の状況を把握する。4,6,9,11,1,3月に実施予定。
48	いじめ等の悩みの把握 及び教育相談の実施	教育相談旬間を設定し、生徒の悩みや気持ちを把握し、ともに考える姿勢を明確に示しながら、保護者との連携も深める。また、教育相談で得た情報や生徒との信頼関係を学級経営に生かす。生徒間の関係性の変化や、生徒の心の状態の変化をいち早くつかむために、1,2学期のはじめにミニ教育相談を実施する。また、長期休暇中に生徒の状況を把握できるように努める。教育相談旬間は、6,11,2月に設定する。また、日常的に休み時間や放課後などを利用して、生徒から情報を収集するとともに、普段の丁寧な見取りや情報を効率よく収集、伝達するための校内様式を作成し活用

		する。生徒に対して実施したアンケートについて
		は、必ず複数の教員で内容を確認し、できるだけ
		早期に生徒の悩みを把握する。
49	教職員による校内及び	休み時間や登下校の際も教員による見守りを行
	校門等における見守り	い、被害が継続しない体制を整える。また、子ど
	活動の実施	もが集団から離れて一人で行動している時は、声
		をかけたり、話を聞いたりする。
50	日頃からの家庭との連	友達の気持ちを踏みにじったり傷付けたりするこ
	携及び情報交換の実施	との重大さを日ごろから生徒に伝えるとともに、
		家庭で気にかかることがあれば、学校に相談して
		もらえるよう相談体制を強化する。教育相談やア
		ンケートによって、生徒の悩みを把握したときに
		は、家庭と連携して解決を図る。

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
51	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	毎週行う生徒指導委員会の中でいじめ対策委員会 を開催し、早期発見やいじめ事案の情報共有を図 るとともに、毎週行う教育相談部会においても情 報を交流する。
52	いじめの疑いの段階で の翌課業日中の教育委 員会への速報	いじめ事案報告書を速やかに作成し、児童生徒支援課への迅速な報告を行い、関係教員にも配付して共通理解を図る。
53	保幼小中の連携や学年 を超えた情報共有の推 進	年間5回程度、中学校区の小学校、幼稚園、保育園のほか、関係機関(大津少年センター・すこやか相談所)の担当者で校園連絡会を開催し、生徒の過去の生活状況や兄弟姉妹に係る情報の他、園児童生徒の様子やいじめの態様などの情報を共有し、指導や支援に生かす。

③ その他 (学校独自の取組)

取組目標

定義に則し、いじめを早期に発見し、適切に対応できる指導力の醸成と意識向上を図るための教員研修の実施。

重大事態に対応した経験や資料を活用し、具体的な組織対応のあり方や効果的な役割分担、教職員はもとより生徒集団も含めた意識改革に係る指導。

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた生徒を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害生徒を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、生徒や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている生徒や相談のあった生徒の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事 実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡します。

なお、生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共 通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携 に努め、情報共有する体制を構築します。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめ事案への組織的かつ適切な対応

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
54	「いじめ対策委員会」	各担任や学年の教職員からの情報を子ども支援コ
	の開催を通じた組織的	一ディネーターに報告し、対応方針と対応策を迅
	な対応	速に確認して組織対応する。また、子ども支援コ
		ーディネーターは対応策について適宜、管理職へ
		の報告を行い、いじめ対策委員会を開催する。
55	いじめ事案の解決に向	本人や周辺からの聞き取り等をもとに、身体的・
	けた対応(被害の子ど	精神的な被害について的確に把握し、迅速に初期
	もへの支援・加害の子	対応する。また、いじめの理由や背景をつきとめ、
	どもへの指導等)	加害行為が繰り返されることなく、被害生徒が安
		心して学校生活を送ることができるように、根本
		的な解決を図る。収束したと思われる事案であっ

		ても、保護者との連携は継続し、生徒の状況把握
		に努める。加えて、必要に応じて関係機関とも連
		携する。
56	インターネット上のい	情報モラル教育として、日頃から情報機器の安全
	じめへの対応	な使い方について指導するとともに、保護者との
		連携を深め、生徒の状況を把握できるような見守
		り体制の強化に努める。事案発生時には関係機関
		と連携し、事案に適した助言を得る。
57	重大ないじめ事案が発	被害生徒や保護者と連携し、可能な限り具体的な
	生した際のアンケート	情報を生徒に示し、より正確で詳しい情報が得ら
	や聴き取りによる適切	れるよう努める。また、事案発生からアンケート
	な調査の実施	実施、アンケートの内容確認、対応方針の決定、
		実働までの動きがスムーズになるよう、子ども支
		援コーディネーターが中心となって対応する。
58	いじめ事案に関する情	生徒から聴き取った情報は同じ様式のシートに記
	報の適正な管理・保存	録し、いじめ事案の報告書とともに保管する。ま
		た、実施したアンケートなどはデータ化して保存
		を行い、事案の収束まで保管する。
59	いじめ事案が生じたと	関係保護者に提示可能な情報は全て示すことを原
	きの保護者との連携	則とし、教員と保護者が一体となって事案の解決
		に当たる。また、多くの保護者が軽微と捉えるよ
		うな事案であっても、放置することによるリスク
		を説明し、保護者との協働の実現に努める。

② その他(学校独自の取組)

取組目標

いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められると きは、保護者と連携を図りながら、一定期間、安心して学校生活が送ることができる ように、被害生徒と加害生徒の関わりをみとり、適宜、必要な支援と指導を行う。

生徒および保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として外部講師を招くなどの研修講座を複数回、開催する。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに 関する意識啓発のための取組を行う
- オ)いじめの疑いや生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ)いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速 な共有を図り、教職員や関係のある生徒等への事実関係の聴取、生徒に対する支援・ 指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) PDCAサイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、 その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、子ども支援コーディネーター、 生徒指導 主事、学年主任、教育相談担当(児童生徒支援加配)とします。

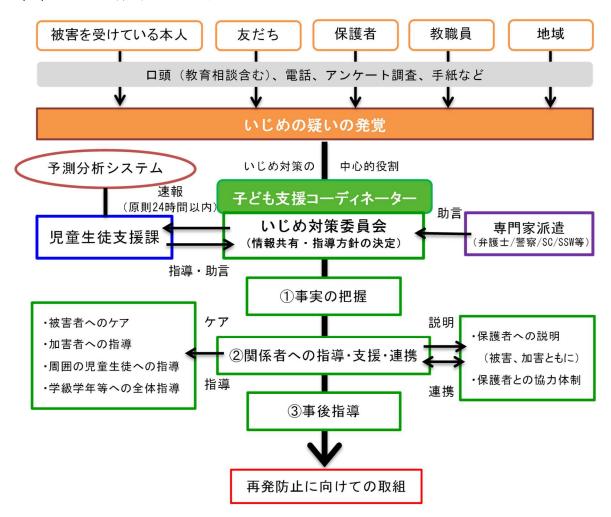
なお、個々の事案に応じて、養護教諭、スクールカウンセラーを含め、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官(もしくは警察官OB)・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



(5) 学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事等の学校教職員の他、PTA会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況(活動実績)を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況(活動実績)を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、 年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

活動内容・取組	備考
職員会議〈児童生徒理解〉(①・②・③)	
心のアンケート(②) ミニ教育相談(②・③)	
情報モラル教育(①)	・情報モラル教育に関連
	した講演会
いじめ防止啓発月間(①・④)	・生徒会を中心にした取
生徒によるいじめ撲滅に向けての授業の実施(①・②)	組の実施
学校協力者会議(④)教育相談(②・③)	
いじめに関するアンケート(②) 心のアンケート(②)	
学級懇談会(④)	・生徒会を中心にした取
いじめ撲滅ムービーの製作(①・②)	組の実施
いじめ問題に関する校内研修会(①・②・③・④)	
心のアンケート(②) ミニ教育相談(②・③)	
いじめ防止啓発月間(①・④)	・生徒会を中心にした取
いじめ撲滅ムービーの上演	組の実施
「ノーモアいじめ」ポスター制作	
情報モラル教室(①・②・③・④)	・情報モラル教育に関連
教育相談(②・③)	した講演会
いじめに関するアンケート (②)	
「ノーモアいじめ」ポスター配布	
保護者懇談会(④)	
心のアンケート(②)	
教育相談(②・③)	
取り組み成果についての検討会(①・②・③・④)	
拡大いじめ対策委員会(学校協力者会議)	
いじめに関するアンケート(②)	
・教育相談部会(①・②・③・④)	
	職員会議(児童生徒理解)(①・②・③) 心のアンケート(②)ミニ教育相談(②・③) 情報モラル教育(①) いじめ防止啓発月間(①・④) 生徒によるいじめ撲滅に向けての授業の実施(①・②) 学校協力者会議(④)教育相談(②・③) いじめに関するアンケート(②) 心のアンケート(②) 学級懇談会(④) いじめ撲滅ムービーの製作(①・②) いじめ問題に関する校内研修会(①・②・③・④) 心のアンケート(②) ミニ教育相談(②・③) いじめ防止啓発月間(①・④) いじめ撲滅ムービーの上演 「ノーモアいじめ」ポスター制作 情報モラル教室(①・②・③・④) 教育相談(②・③) いじめに関するアンケート(②) 「ノーモアいじめ」ポスター配布 保護者懇談会(④) 心のアンケート(②) 教育相談(②・③) 取り組み成果についての検討会(①・②・③・④) 拡大いじめ対策委員会(学校協力者会議)

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

5. その他(資料等)

◇いじめ撲滅ポスター



◇いじめ撲滅運動 缶バッヂ



